

交通安全協会だより（令和3年9月号）

～ 後部座席シートベルト非着用の危険性！ ～

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減させるなど、様々な効果があります。シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません。

（病気などやむを得ない理由がある場合を除く。）

シートベルト着用状況調査結果（令和2年）

徳島県のシートベルトの着用率は、運転席98.7%、助手席94.1%となっていますが、後部座席同乗者の着用率は一般道で44.6%（前年比-1.9ポイント）、高速道路では81.2%（前年比-3.2ポイント）で、運転者、助手席同乗者に比べ低調となっています。

後部座席シートベルトを着用しましょう！

自動車に乗ったら前席、後席全ての座席でシートベルトを着用しましょう。6歳未満の子供やシートベルトを適切に着用できない子供は、チャイルドシートを使用させましょう。後部座席シートベルトについては、高速道路での着用義務違反は、運転者に対して行政処分の基礎点数が1点付されます。

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故にあった場合

- 自分自身に大きな被害
交通事故の衝撃により、すざましい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることとなります。仮に体重60kgの人が時速40kmで衝突すると、体重の30倍の重量が自身に加わることになります。
- 車外放出
場合によっては、衝突の衝撃により車の窓ガラスを突き破り、車外に放出されてしまう可能性があります。堅い路面に体をぶついたり、後続の車に轢かれたりすると、最悪の場合は命を落としてしまいます。
- 前席同乗者への加害
衝突の衝撃で、後部座席の同乗者が前方に飛び出し、前席の乗員を圧死させてしまったり、頭部に重傷を負わせてしまう可能性があります。

後部座席のシートベルト着用は、自分自身のほか、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ることに繋がります。

車に乗ったら前席も後席もシートベルトを着用しましょう。

9月30日（木）は「交通事故死ゼロを目指す日」

～ 秋の全国交通安全運動～

令和3年9月21日（火）～ 9月30日（木）

◎ 運動の重点

【全国重点】

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など
- (3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

【徳島県重点】

- (1) 交通安全に関する法令の遵守
- (2) 全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底